

農業者年金保険料の確定申告について

農業者年金の保険料は『**全額が社会保険料控除の対象**』です。

ポイント

- ◎ 農業者年金保険料を社会保険料控除の対象として確定申告することにより、**所得税と住民税が軽減**されます。
- ◎ **生計を一にする配偶者、その他の親族の保険料を負担した場合も控除の対象**となります。
- ◎ **前納納付で保険料を納付（令和元年12月23日納付）された方は、令和元年または令和2年のどちらかの年を選択し確定申告することができます。**
具体的には、令和元年12月に令和2年分保険料を前納納付した場合、令和元年中に支払った保険料として令和2年3月期限の確定申告を行うか、令和2年分保険料として令和3年3月期限の確定申告を行うか選ぶことができます。
《国税庁所得税基本通達74》

<納付した保険料の確認>

- ◇ その年に納付した保険料額は、**保険料引落口座の通帳を記帳することで確認**してください。
- ◇ J Aの農業者年金窓口においても、**1月下旬頃から**保険料額を確認することができます。
- ◇ 農業委員会・J Aにおいて、**農業者年金保険料納付額の資料を印刷することもできます。**
※印刷につきましては、対応できない場合もありますので、事前に印刷の可否を農業委員会・J Aにお問合せください。
※印刷した資料は**公的な証明書ではありません**のご留意願います。

<確定申告の際の保険料支払証明書の取扱い>

- ◇ 確定申告で農業者年金の保険料を**申告する際、保険料支払証明書の添付は必要ありません。**
- ◇ **確定申告書に保険料額を記入するだけ**で申告することができます。
《所得税法第120条第3項第1号、所得税法施行令第262条第1項第2号》

お問合せ先

独立行政法人 農業者年金基金

業務部 適用・収納課 Tel 03-3502-3944, 3946

専門相談員 Tel 03-3502-3199